

## 市民団体企画事業 Q&A

	分野	質問	回答	要領ページ
1	応募できる団体	これから団体を結成しても応募できますか	会則、規約、定款などを作成し、団体を結成した場合、応募できます。	1
2	応募できる団体	応募できる法人はなんですか	NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人などの非営利法人です。 一般社団法人の場合、定款に「剰余金の分配を行わない旨」を定めていることで非営利法人と認められます。	1
3	募集する事業	毎年行っている団体行事でも応募できますか	市制80周年を記念して「新たに実施」又は「拡充」する事業が対象です。 毎年行っている行事も、例年よりも内容を工夫し、多くの人を楽しめる事業を企画することで、「拡充」として応募することができます。	1
4	募集する事業	1団体で複数の事業を応募してもよいですか	多くの団体に参加していただくため、受け付けは1団体につき1つの事業としています。 ただし、1つの事業内に複数回の実施日を盛り込むことは可能です。	1
5	補助対象経費	オンライン併用のために、IT業者へ依頼する予定ですが、対象経費となりますか	事業の進行に必要な業務の一部を業者へ依頼すること（設営、音響、IT業務、運搬など）は、委託費として対象経費となります。	2
6	補助対象経費	オンライン併用のために、パソコンを購入しますが、対象経費となりますか	事業後も使用が可能な物品の購入は対象経費となりません。 今回の事業実施のために、レンタルをする場合のレンタル料は賃借料として対象経費です。	3
7	募集期間	募集期間が広報に載っていたのと違いますか	できるだけ多くの団体に企画していただけるよう、令和4年7月号広報春日井に掲載した募集期間よりも期間を延長しています。募集要領に記載の「9月22日(木)午後5時【必着】まで」が正しい募集期間です。	5

8	手続きの流れ	応募後の手続きはどうなりますか	選定結果を11月下旬にお知らせします。その後、選定された団体は、令和5年3月に補助金の交付申請のための書類提出をしていただきます。交付申請については選定後に案内をお渡しします。全体の流れは要領6ページをご覧ください。	6
9	企業の協賛	協賛企業のことを、イベント等で周知してよいですか	配布物や実施日当日の装飾に「協賛〇〇会社」と掲載することは可能です。ただし、会社概要の紹介や社員募集の記事を掲示するなど、企業の経営に関わる周知活動はできません。また、企業の協賛がある場合、協賛内容を事業計画書に記載してください。	その他
10	その他	会場を予約してから応募し、選定の結果、採択されず会場のキャンセル料が発生した場合、キャンセル料は支払ってもらえますか	採択されなかった事業の経費はお支払いできません。そのことを踏まえて計画してください。 なお、市の公共施設の場合、市民会館、文化フォーラム、東部市民センターなどは60日前までにキャンセルしていただければキャンセル料は発生しません。 各団体で、事前に予約した施設に確認してください。	その他